

令和2年度
次世代電力システムにおける
P2P 電力取引プラットフォーム構築実証事業

募集要領

2020年6月

EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社

<目次>

1	事業概要	2
1.1	背景・目的	2
1.2	実施スキーム	2
1.3	実証事業の実施期間	3
1.4	プロジェクト支援費	3
2	募集対象	3
3	応募要件	3
4	企画提案内容	5
5	応募手続き	6
5.1	応募手続きの方法	6
5.2	応募申込み	6
6	選定の流れ	6
6.1	選定スケジュール	6
6.2	一次選定の実施	7
6.3	企画提案審査会の開催（プレゼンテーションの実施）	7
6.4	プロジェクトの選定結果の通知	7
6.5	選定された提案の取扱い	8
6.6	企画提案書等の提出	8
6.7	企画提案書等に関する質問	9
7	企画提案書の評価基準	10
8	応募にあたっての留意事項	11
8.1	プロジェクト実施に係る役割分担の考え方	11
8.2	検証報告書に記載すべき内容	11
8.3	その他	13
9	事業プロモーターの企業情報	13
10	郵送・連絡先	13

1 事業概要

1.1 背景・目的

東京都では、東京の「稼ぐ力」の中核となる第4次産業革命技術の社会実装を通じて、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society5.0」の実現に向け、「エネルギー」を重点分野の一つとして位置づけております。現在、電力・エネルギー業界は、デジタル化・脱炭素化・規制緩和・分散化によって、これまでのセントラル型の電力システムから分散型の電力システムへと変化していく潮流の中にあると考えられます。その変化の潮流の中で、次世代の電力取引の姿とされている P2P 電力取引¹プラットフォームが新たなプラットフォームビジネスとして注目されています。「稼ぐ力」の強化に向け、東京都では、P2P 電力取引プラットフォームの社会実装に向けた支援を実施すると共に、社会実装に向けた課題等の整理を行う予定です。

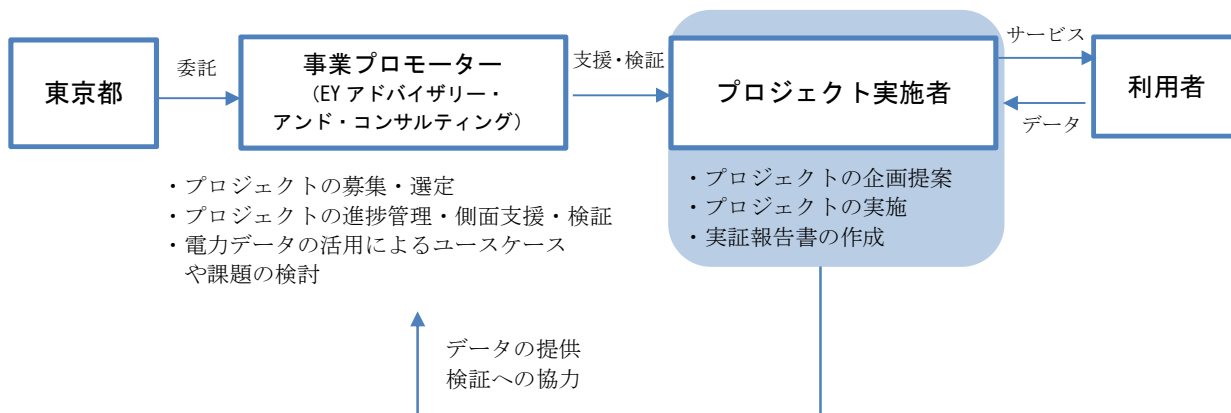
この度、EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社は、P2P 電力取引プラットフォームの実証実験支援並びに社会実装に向けた課題等の整理を目的とした「令和2年度次世代電力システムによる電力データ活用モデル構築に関する業務委託」を東京都から受託し、2020年度中に実施する P2P 電力取引モデルの実証事業に関する事業プロモーターを務めさせていただき運びとなりました。

本件事業において、P2P 電力取引によるサービス提供のほか、金銭に限らない対価設定や環境価値の取引の実施など、民間や国で既に行われている実証の枠組みにとらわれないチャレンジングなプロジェクトを公募いたします。

1.2 実施スキーム

プロジェクト実施者は、事業プロモーター（EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社）の支援のもと、P2P 電力取引の実証プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）を実施します。

プロジェクトの実実施スキームは、下図のとおりです。



¹ P2P (Peer to Peer) 電力取引とは、エネルギーリソースを所有する個人・法人が、需要家に対して直接電力を供給する取引のこと

1.3 実証事業の実施期間

実証事業におけるプロジェクト実施期間（実証実験の実施期間）は、事業プロモーターと契約を締結し、必要十分な実証参加者を揃え、実証開始の準備ができた時点を開始点として、3か月以上とします。

1.4 プロジェクト支援費

プロジェクト支援費は、上限 4,000 万円（税込）を予定しております。選定プロジェクトに対し、事業プロモーターより業務委託費としてお支払い致します。尚、支払いにあたってはあらかじめ当社指定の委託契約書を取り交わしさせて頂いた上で、お支払いさせていただきます。プロジェクト支援費は、今回の実証プロジェクト実施に伴って必要となる経費に対してお支払いをさせていただきます。ただし、発電設備等の設備導入にかかる費用は支援費の対象外とさせていただきます。

2 募集対象

プロジェクトの対象は、再生可能エネルギーを P2P により取引できる技術を有しており、他分野の事業者との連携による多様な対価の提供などを含む、社会実装の確度が高いサービスとします。

尚、本募集における企画提案を行う者は、法人企業または団体を対象としております。応募に際して、複数の事業者からなるコンソーシアム形式で応募することも可とします。ただし、その場合は代表事業者と構成事業者の区別を明らかにすること。尚、コンソーシアム形式の場合、プロジェクト支援費は代表事業者に対して支払われます。

東京都の成長戦略の推進や課題解決に寄与するプロジェクトを、有識者等により構成される企画提案審査会により 1 件選定します。

3 応募要件

プロジェクトに応募する際は、以下に示す全ての応募要件を満たしていることとします。

- (1) 東京都内において、都内に所在する企業及び都民に対するサービス提供を行うプロジェクトであること。
- (2) P2P による電力と環境価値等の取引を伴うプロジェクトであること。本実証事業における P2P とは現行の電気事業法の制約条件下において実現可能なものを指す²。
- (3) 取引する再生可能エネルギーは、RE100 基準³に準拠すること。ただし、FIT⁴に基づく設備認定を受けている発電所にて発電された電力においては、環境価値証書等を付加することにより RE100 基準を満たしていれば構わないものとする。

² 尚、電力取引と環境価値取引のタイミングは必ずしも一致していなくてもよいものとする

³ “RE100 Technical Criteria” January 2018 に定義される基準を指す。

⁴ 固定価格買取制度

- (4) 全参加者の電力需要量に応じた供給量を確保できるプロジェクトであること。(都内の電源からだけでは需要量を賄えない場合、都外の発電事業者、JEPX 等から調達することを妨げない)
- (5) 本実証に参加する一般家庭や企業などの属性情報、電力消費・発電データ、電力取引データ等の電子的データを収集し、事業プロモーターへ提供できる体制を有し、プロモーター側から求める形式で提供すること(ただし、提供内容/提供時期についてはあらかじめ協議の上、定めるものとする)。また、事業プロモーターからの求めに応じて、本事業の事業効果測定に関するアンケート等の実施に協力すること。
- (6) 実証期間において、(5)で収集する電力消費データとは、①スマートメーターから取得したデータ、②HEMS や BEMS 等のエネルギーマネジメントシステムや、その他 IoT 機器等から取得したデータの 2 種類とする。尚、収集する電力消費・発電データの粒度は、本実証の参加者毎の 30 分積算値または、より細かい粒度(5 分積算値、1 分積算値等)のデータであること。
- (7) (5)で掲げる各データについては、調査研究のため取引参加者の属性情報等の詳細情報を含む匿名加工情報⁵に類する加工可能な電子的データ形式で、事業プロモーター及び東京都へ提供できるようにすること(尚、データ提供にかかる集計/提供方法などは事前に事業プロモーターと調整の上、決定すること)。また、本実証に参加する取引参加者に対しては、事前に契約書または利用規約等を通じて、本実証を通じて取得したデータ等は匿名加工する形で、東京都並びに事業プロモーターに対して提供される旨を事前に明示し、承諾をとること。尚、情報提供にあたっての取引参加者からの同意取得並びに匿名加工情報への加工に伴って生じる費用等はプロジェクト実施者の責任・負担のもと行うこと。
- (8) 「令和 2 年度次世代電力システムによる電力データ活用モデル構築に関する業務委託」における、電力データ活用のユースケース検討を目的に、事業プロモーターより、一部本実証以外の電力データ提供の協力要請があった場合、これに応じること。この場合、提供件数、提供方法等の詳細については、別途双方の協議によるものとする。
- (9) 中長期的に事業性が見込め、社会実装の確度が高いプロジェクトであること。(他パートナー企業との連携が可能である等)
- (10) 参加者に対し、実証期間後も希望に応じてサービス提供を継続できること。(サービス内容は任意)
- (11) 本実証と同期間に、国や他自治体からの委託や助成等を受けていないプロジェクトであること。ただし、提案プロジェクトの範囲内で他の委託や助成と重複していないことが明示的に示せばその限りではない。また、過年度に国や他自治体から委託や助成等を受けて、システム等を構築した場合であっても、その限りではないものとする。

⁵ ここでの匿名加工情報は個人情報の保護に関する法律施行規則第 19 条で定める基準に従い加工した情報を指す

- (12) 3か月以上のプロジェクトを東京都内で実施し、2021年3月5日までに検証データ及び検証報告書を提出できること。また、2020年12月末までに、事業プロモーターに対して、2020年12月18日時点までの結果を記した中間結果報告書の提出を行うこと。また、事業プロモーターが東京都に対して実施する中間報告（2021年1月中旬頃を予定）に対して、適宜、資料/データの提供等の協力を行うこと。
- (13) 本実証の実施期間中、事業プロモーターへ定期的（月2回程度）に進捗報告すること。
- (14) プロジェクト実施の際は、関係法令を遵守し、本実証参加者の情報保護並びに事業の安全性を確保すること。
- (15) 法令に係る重要事象が発生した場合、速やかに事業プロモーターに報告し、協議すること。
- (16) プロジェクト実施は、プロジェクト実施者の責任で行うものとする。なお、プロジェクト実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）等については、事業プロモーターは一切責任を負わないことを了承すること。
- (17) 東京都からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (18) 東京都が設置を検討している官民連携データプラットフォーム等の取組から本業務に関わるデータの公開等の協力要請があった場合は、東京都とプロジェクト実施者の間で個別に検討すること。
- (19) プロジェクト実施者と事業プロモーター間の契約内容は別紙「実証事業 業務委託契約書」を確認すると共に、これを了承すること。

4 企画提案内容

以下に例示する企画提案内容に基づき、企画提案書を作成してください。企画提案書のひな形は別紙のとおりです。

- ① 実証目的・内容
- ② 市場創出に向けた本分野の現状把握と課題分析
- ③ 課題解決に向けたアプローチ⁶
- ④ プロジェクトの新規性・先進性及び、自社サービス含む既に公知なサービスとの違い
- ⑤ 実施体制（連携事業者等）
- ⑥ 事業効果及びプロジェクトの意義（市場創出、都民のQoL向上、都内の環境向上等）
- ⑦ 事業効果の検証項目とKPI
- ⑧ 事業スケジュール
- ⑨ 費用計画

⁶ P2P 電力取引・環境価値取引の実施方法並びに新たな付加価値領域の開拓に向けた提案を区分して記載すること

- ⑩ 実証を通じて収集するデータの種類、収集方法、提供頻度等⁷
- ⑪ 個人情報の取扱方針

5 応募手続き

5.1 応募手続きの方法

本事業に応募予定の方は、以下の手順にて応募してください。

- ① 応募申込み（期限：2020年6月30日（火）17時00分）
- ② 企画提案書等の提出（期限：2020年7月13日（月）12時00分）

5.2 応募申込み

本事業への応募にあたっては、下記の期限までにホームページ（[リンク](#)）の申込みフォームより、お申込みください。また、お申込みの後に、事業プロモーターより確認のメール及び申込みにあたり提出が必要な書類をお送りいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

なお、本事業に応募希望の方は、本申込みが必須です。

(1) 申込み期限

2020年6月30日（火）17時00分

(2) 申込み方法

連絡窓口の方のご担当者名、企業・団体名、所属部署名、住所、電話番号、メールアドレス等、申込みフォームに従い、入力し、ご連絡ください。

6 選定の流れ

6.1 選定スケジュール

2020年6月12日（金）12：00	応募申込みの開始
2020年6月30日（火）17：00	応募申込みの〆切 質問の受付の〆切
2020年7月13日（月）12：00	企画提案書の提出〆切
2020年7月20日（月）～7月22日（水）のうち1日、1時間程度を予定	企画提案審査会の開催 （プレゼンテーションの実施）
企画提案審査会終了後	選定結果の通知

⁷ 属性情報や電力データ等の機密性の高い情報をプロモーターに対して提供することから、利用者からの同意取得方法、情報管理にかかる体制等を必ず記載すること

6.2 一次選定の実施

応募者多数の場合には、企画提案書の内容を書類審査し、一次選定を実施する場合があります。

6.3 企画提案審査会の開催（プレゼンテーションの実施）

提出された企画提案書に基づき、企画提案審査会において、プレゼンテーションをしていただきます。

○ 企画提案審査会について

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、P2P 電力取引の実施プロジェクト選定に係る審査を実施することを目的として、有識者等で構成される企画提案審査会を設置いたします。

○ 審査方法について

企画提案審査会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査員4名程度によって、審査いたします。各社の企画提案内容は、「7 企画提案書の評価基準」に基づき、各審査員が審査・採点を行います。審査員の採点結果を合計したものを企画提案毎の評価点とし、最も評価点の高かった企画提案内容を採択いたします。

仮に、評価点が同点だった場合は、審査項目「プロジェクトの計画」に関する評価点を比較し、高い方の企画提案を採択いたします。

○ プレゼンテーションに使用する資料について

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行ってください。また、事前提出資料以外の資料を用いての説明は、禁止いたします。

○ プレゼンテーション出席者、時間

出席者：3名以内

時間：45分（説明20分、質疑応答25分）

※プロジェクトの主担当者が説明してください。

○ 場所、時間等について

各応募者に対して、事業プロモーターから個別にご連絡します。なお、WEB 会議システムを利用したオンラインでの審査会を実施する可能性がある旨、ご了承ください。この場合は、開催方法について個別にご相談します。

6.4 プロジェクトの選定結果の通知

企画提案審査会終了後速やかに各応募者に対して、事業プロモーターより電子メールに

てご連絡いたします。なお、審査内容に関する質問に関しては一切お答えできません。

6.5 選定された提案の取扱い

選定された企画の提案者と事業プロモーターとの間で、別途実証事業の実施に関する業務委託契約を締結いたします。

6.6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

2020年7月13日（月）12時00分

(2) 企画提案書等の提出について

① 提出書類

次の書類（紙面及び電子ファイル）を事務局まで提出してください。

(ア) 企画提案書

(イ) 企画提案書の概要説明資料

(ウ) 企画提案者の概要を示す書類（会社パンフレット⁸、事業経歴書等）

(エ) 企画提案者が国や他自治体の委託事業や助成事業を受けていた場合、本提案で重複提出していないことの証明（該当者のみ）

(オ) 反社会的勢力排除に関する誓約書（P.14・15 参照）

② 企画提案書の規格について

(ア) 企画提案書（紙面）はA4版の書面で、片面、カラー刷り、全30ページ以内（表紙除く）、左上1箇所とじで作成してください。

(イ) 表紙には、企画提案者名を明記してください。

(ウ) ホームページ上の「企画提案書ひな形」記載の項目内容を必ず記載してください。

③ 企画提案書の提出方法

(ア) 紙面

提出書類ア～オの順番に綴じて、2セット提出してください。尚、紙面での提出は郵送（当日消印有効）によるものとします。

(イ) 電子ファイル

専用ファイルサーバを活用頂きます。送付方法は、お申込みのメールアドレス宛にご連絡いたします。

⁸ 資本金の額並びに株主構成・比率が明示的にわかる書類であること

6.7 企画提案書等に関する質問

企画提案しようとするプロジェクトの内容、企画提案書の作成方法等について質問を受け付けます。なお、質問の期限は以下のとおりとします。

2020年6月30日（火）17時00分

質問については、所定のフォーマットを利用のうえ、本要領「10 郵送・連絡先」記載のEメールアドレス宛に送付をお願いいたします。

7 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価にあたっては、表 1 の評価基準に基づき総合的に評価いたします。審査項目ごとに 5 段階評価⁹で採点します。

表 1 企画提案の評価基準

審査項目	企画提案書における審査対象	配点	評価基準
プロジェクトの計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 実証目的・内容 ● プロジェクトの新規性・先進性及び、自社サービス含む既に公知なサービスとの違い 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は新規性・先進性を有したプロジェクトか？ ・電力・エネルギー業界に留まらない他業界と連携した取り組みとなっているか？ ・過去に電力・エネルギー業界で実施されてきた実証と類似した内容となっていないか？
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場創出に向けた本分野の現状把握と課題分析 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・エネルギー業界及び取引参加者の現状とそれを踏まえた課題を特定し、仮説を示しているか？
	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題解決に向けたアプローチ 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・仮説を検証する方法を示しているか？ ・P2P による電力取引及び環境価値取引の実現方法が明確になっているか？ ・検証のために収集すべきデータが特定されているか？
プロジェクトの実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施体制（連携事業者等） ● 事業スケジュール 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内の確実な履行が担保される実施体制（他パートナー企業含む）及び事業スケジュールか？ ・市場創出・立ち上げを見据えたシナリオ、計画になっているか？
	<ul style="list-style-type: none"> ● 実証を通じて収集するデータの種類、収集方法、提供頻度等 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・検証のために収集するデータは、具体的かつ取得可能なものか？（スマートメーターから取得可能な電力データに加えて、他のセンシングデバイスから取得したセンシングデータ等）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用計画 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・費用計画（支援費の使い方）が適切に試算されており、妥当性を有するか？
プロジェクトの効果測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業効果およびプロジェクトの意義 ● 事業効果の検証項目と KPI 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容に即した、適切な KPI 設定（処理スピードや取引参加者数等、実証事業における検証事項の目標値）が行われているか？ ・PDCA サイクルに基づき、実証事業を評価する仕組が検討されているか？
合計		100	

9

A：すべての基準を満たしており、その内容が特に優れている（配点×1.0）

B：すべての基準を満たしており、その内容が優れている（配点×0.75）

C：すべての基準に対して説明があり、基準を満たしている（配点×0.5）

D：すべての基準に対して説明がある（配点×0.25）

E：すべての基準に対して説明がない（配点×0）

8 応募にあたっての留意事項

8.1 プロジェクト実施に係る役割分担の考え方

プロジェクト実施に係る役割分担の考え方は、以下のとおりです。

プロジェクト実施に係る役割分担

	事業プロモーター	プロジェクト実施者
公募、選定	・公募及び選定の実施	・応募資料の作成
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施支援（都、関係機関との調整等サポート、他事業者の紹介、助言） ・プロジェクトの実施準備に関する進捗管理 ・収集データの種類、粒度、頻度等のプロジェクト実施者との調整 	※下記の内容について進捗報告 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施に必要なシステムやアプリケーション等の準備 ・事業の周知及び参加者の募集 ・プロジェクト参加者との契約手続 ・関係機関との調整 ・その他、準備に係る事項
実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの進捗管理 ・実証実験に必要となる東京都との調整等サポート ・アンケートの企画並びに実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの状況報告 ・検証に必要なデータ収集、提供 ・プロジェクトの中間報告 ・その他、実施に係る事項 ・アンケートの実施協力
検証	・検証結果に対するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・検証に必要なデータの提供、協力 ・検証結果に対する報告 ・検証報告書の作成、提出

8.2 検証報告書に記載すべき内容

検証報告書の作成にあたっては、企画提案書に記載した検証項目及び検証方法に基づき検証結果を記載してください。

なお、検証項目及び検証方法については、「表 2 検証項目及び検証法の例」に示した内容、検証の観点を参考にしてください。

表 2 検証項目及び検証方法の例

	検証項目	検証方法（定量的なデータ）	検証方法（定性的なデータ）
技術	1 構築システムの性能は？ ● 処理性能 ● ブロック確定性能 ● 拡張性, etc.	● 取引の登録可能件数 （最低 XXX 件の取引データの登録が可能となっていること） ● 登録処理にかかる時間 （XX 秒以内に登録処理が終わること）	● ユーザー数、ノード数の増加に対応できるか
	2 構築システムの安全性・信頼性は？ ● 稼働時間 ● データの秘匿性、真正性 ● 保守・運用性, etc.	● 実証期間中のシステム稼働停止回数 ● 実証期間中の取引エラー発生件数	● データの暗号化が可能か ● データの改ざんは不可能か ● 稼働停止しないでシステム保守ができるか
ビジネス	3 事業の実行力は？ ● サービス提供の品質 ● サービス提供のスピード ● 事業の管理能力, etc.	● サービスデリバリーのエラー件数 ● サービス提供の完了までにかかる平均リードタイム ● 月次の経営数値報告の平均リードタイム（3 営業日以内等）	● オペレーションの良い点/悪い点 ● サービス人員のケイパビリティ（保有資格、経験等）
	4 事業の展開可能性・継続性は？ ● アクティブユーザー数の成長性 ● プロシューマー数の獲得見込み ● 顧客獲得費用 ● 法制度等の影響, etc.	● アクティブユーザー数の推移 ● プロシューマー数の推移 ● 顧客 1 人あたりコストと減少率	● 法制度等の影響を受けるか（受ける場合はどの程度か）
顧客	5 構築システムのユーザーインターフェースは？ ● 画面の視認性 ● 機能の顧客理解度 ● システムの操作性, etc.	● システム利用時の顧客問い合わせ件数（要因別） ● ユーザーが取引実行時にかかる時間（除く処理時間）	● システム全般の改善点
	6 サービスに対する顧客満足度は？ ● 顧客のロイヤリティ ● 顧客の知覚価値・品質, etc.	● 顧客のリピート率 （2 回以上サービスを利用した人数の割合） ● 顧客一人あたりの平均利用回数、利用回数別の顧客分布	● NPS（ネットプロモータースコア） ● JCSI（顧客が感じた価値－事前期待価値）



8.3 その他

- 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- 企画提案書の内容に係る一切の情報については、プロジェクトの選定のみに利用するものとし、応募の秘密は厳守いたします。

9 事業プロモーターの企業情報

名称	EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社
本社所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目 1-2
資本金	4 億 5 千万円
設立	2017 年 1 月
社員数	約 1,500 人
ホームページ	https://www.eyadvisory.co.jp/

10 郵送・連絡先

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目 1-2

EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社

次世代電力システムによる電力データ利用モデル構築支援事務局

担当：上田 岡野

E-mail: tokyo.power.trading.platform@jp.ey.com

反社会的勢力排除に関する誓約書

EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者

㊞

当社は、下記の条項を遵守することを誓約します。本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴社との取引停止または契約解除の取り扱いを受けても意義を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切当社の責任といたします。

なお、当社は本誓約書にて誓約した事項について、本誓約書提出以前に当社・貴社間で締結した一切の契約および本誓約書提出以降に当社・貴社間で締結する一切の契約に適用されることを了承します。

記

1. 当社、関係会社及びそれらの役員が、現在及び将来にわたって、以下の反社会的勢力のいずれにも該当していないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力団等
 - (8) 暴力団でなくなつてから5年を経過していない者
 - (9) その他暴力、威力又は詐欺的手段を駆使し経済的利益を追求する者

2. 当社、子会社及びそれらの役員が、現在及び将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己、自社等もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - (4) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
3. 当社、子会社及びそれらの役員が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
- (1) 暴力的な行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 当社若しくは関係会社の役員、主要な株主若しくは出資者、資金調達先、資金提供先若しくは主要な取引先が第1項各号のいずれかに定める者又は前甲項各号のいずれかに定める行為を行う者に該当することを知った場合、直ちに貴社へ通知すること。
5. 自らの下請または再委託先業者（下請または再委託先業者が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ）との関係において、次のとおりであること。
- (1) 下請または再委託先業者が、現在又は将来において、前各項に該当しないこと
 - (2) 下請または再委託先業者が、前各項に該当することが判明した場合は、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること
6. 下請又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、または、下請又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事業を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力すること。

以 上